

認知症高齢者や障害者を支える 「地域後見」推進事業を展開

独立行政法人福祉医療機構(WAM)が行う社会福祉振興助成事業(WAM助成)は、国庫補助金を財源とし、高齢者・障害者などが地域のつながりのなかで自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPOやボランティア団体などが行う民間の創意工夫ある活動などに対し、助成を行っています。

今号では、WAM助成を活用した認定NPO法人東葛市民後見人の会の取り組みを紹介します。

利用者の立場に立った 市民後見人の必要性が高まる

少子高齢化・核家族化が進み、急増する独居や身寄りのない高齢者を支えるため、平成12年に介護保険制度とともに成年後見制度がスタートした。成年後見制度は認知症や精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を本人に代わって、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行うもので、本人が安心して生活できることを保護し、支援する制度である。

成年後見制

度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見は本人の判断能力

の程度に応じて、補助、保佐、後見の3類型がある。任意後見制度は判断能力があるうちに、本人が選んだ後見人に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結ぶものである。

また、親族以外の第三者後見人には、家庭裁判所から選任を受けた弁護士や司法書士などの専門職後見のほか、一定の研修を受けた一般市民による市民後見がある。専門職の数が限られているなか、市民感覚で利用者の立場に立ったきめ細かな後見活動ができる市民後見人の必要性が高まっている。

平成21年にスタートした東京大学の市民後見人養成プロジェクトをはじめ、厚生労働省は平成23年から「市民後見推進事業」を開始しており、平成28年5月13日施行の成年後見

◆団体概要

〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台6-5-20
TEL: 04-7187-5657
FAX: 04-7187-5657
URL: <http://t-shimin-kouken.org/>
設立: 平成23年2月(認定NPO認可: 平成26年3月)
理事長: 星野 征朗

制度利用促進法においても、市民後見人の育成とその活用を図ることが明記されている。

成年後見制度を通して 「市民が市民を支える社会」を目指す

このような状況のなか、認定NPO法人東葛市民後見人の会は、東京大学の市民後見人養成プロジェクトの修了者が中心となり平成23年に設立された。千葉県東葛地域(我孫子市、柏市、松戸市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市)において、ボランティア精神と社会貢献という2つの理念のもと、成年後見制度を通して「市民が市民を支える社会」の実現を目指し、広域的な地域後見活動を実践している。主な活動として、①成年後見制度の普及・啓





平成27年11月に我孫子市で開催した成年後見制度の普及・啓発を目的とした講演会には、290人の一般市民が参加した

開催、③成年後見制度に関する相談事業、④法人後見受任業務などを実施。公益性の高い社会貢献活動が評価され、平成26年3月に認定NPOの法人格を取得している。

成年後見制度の現状や課題について、同法人理事長の星野征朗氏は次のように語る。

「成年後見制度と介護保険制度は高齢社会を支える両輪にたとえられてきましたが、介護保険制度の認定者は600万人を超えている一方で、成年後見制度の利用者は20万人に過ぎません。その理由として、制度がしっかりと理解されていないことや本人以外の者に財産管理を委ねることへの抵抗感があるためと考えられますが、いわゆる専門職後見人は絶対数が少なく、財産管理が中心で身上監護の面が十分ではないという事情もあります。また、親族や専門職が後見人になった場合、一部で被後見人の財産を横領するなど不正をした事例が起きていることも大きな問題とな

っています」。

同法人は、これらの問題解決に向けて、さらなる成年後見制度の普及・啓発活動や市民後見人の育成を行うとともに、後見ニーズに対応するために地域資源との連携体制の強化に取り組んでいる。

これらの取り組みは、平成27年度のWAM助成を活用し、「『地域後見』推進事業」として実施した。

同事業は、成年後見制度を通じて認知症高齢者や「親亡きあと」の障害者を支えることを目的に、①成年後見制度の利用促進事業、②市民後見人育成事業、③地域資源との連携事業、④任意後見推進事業、⑤障害者の権利擁護事業などを実施した。

成年後見制度の利用促進事業では、東葛地域の我孫子市、松戸市、流山市、野田市において、制度の普及・啓発を図る講演会や講習会、相談会などを広域的に開催した。

平成27年11月19日に我孫子市で開催した講演会は「超高齢化時代における地域社会の在り方」市民後見人に期待されること」をテーマに、一般市民290人の参加者を集め、成年後見制度の理解を深めることにつなげた。また、松戸市では講演会のほか、成年後見制度に関する相談会(年12回)を定期的に開催し、同法人のスタッフが相談員となり、制度の利用を考えている人の個別相談を行った。

3段階の研修により 良質な市民後見人を育成

市民後見人育成事業では、良質な市民後見

人を養成するために、3段階(基礎講座、レベルアップ研修、スキルアップ研修)のレベルに応じた研修を実施した。

松戸市と鎌ヶ谷市の2カ所で開催した基礎講座では、松戸講座(全4回・延べ26時間)は44人、鎌ヶ谷講座(全2回・延べ14時間)は37人が受講し、ともに募集定員を上回る申し込みがあるなど高い関心が寄せられた。

なお、研修を受けて市民後見人になるためには、家庭裁判所の選任を受ける必要があるが、親族を除き第三者の個人が後見人を選任されるケースはほとんどないという。そのため、法人後見として法人が家庭裁判所から受任し、会員登録した講座修了者が後見事務担当者として活動するかたちとなっている。

基礎講座について、同法人副理事長の丹澤泰夫氏は次のように語る。

「受講者は60〜70代が中心で、自身が成年後見制度の利用を考えている人や定年退職後に社会貢献活動の担い手になりたいと考えている人が大半となっています。具体的な研修プログラムは成年後見制度の概論に始まり、法律の仕組みや行政・社協の取り組み、認知症や障害者の対応などについての講義を行い、講師は当法人のスタッフのほか、行政にも積極的に協力していただきました」。

第2段階のレベルアップ研修(全10回・延べ30時間)は、基礎講座の修了者を対象に、より専門的な実務研修を行った。後見事務担当として登録するための資格要件となっており、43人の受講者のうち32人が修了している。さらに、第3段階のスキルアップ研修(全12回・延べ24時間)は、後見活動を行っている



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

後見事務担当者やレベルアップ研修の修了者を対象に、地域で実際にあった事例検討を中心に実践で活かせる知識の習得や実務能力の向上を図った。

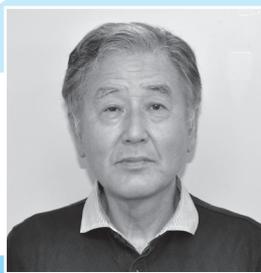
現在、同法人は法人後見15件を受任し、それぞれの案件に対して、担当理事と複数の後見事務担当者が2〜3人体制で、互いの知識や経験を活かしながら後見活動を行っている。原則月2回は被後見人のもとへ訪問し、毎月開催する業務委員会で報告する仕組みとなっている。

「当法人の市民後見活動は、会員登録した社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士、社会保険労務士、介護や子育て経験のある主婦など多彩な人材で支えられています。それぞれが現役時代に培った専門的な知識・経験に加え、主婦の知恵や思いやりが生み出すシナジー効果こそが、専門職の後見活動にはない、法人市民後見の最大のメリットであり、一人ひとりの利用者に適した身上監護が可能となっています」(星野理事長)。

行政や社協、障害者・高齢者支援団体との連携を強化

地域資源との連携では、認知症高齢者や「親亡きあと」の障害者の後見ニーズに対応するため、行政や社協、障害者・高齢者支援団体との連携体制の強化を図った。

行政・社協との連携では、野田市社協が主催する市民後見人



認定NPO法人
東葛市民後見人の会
副理事長

丹澤 泰夫氏

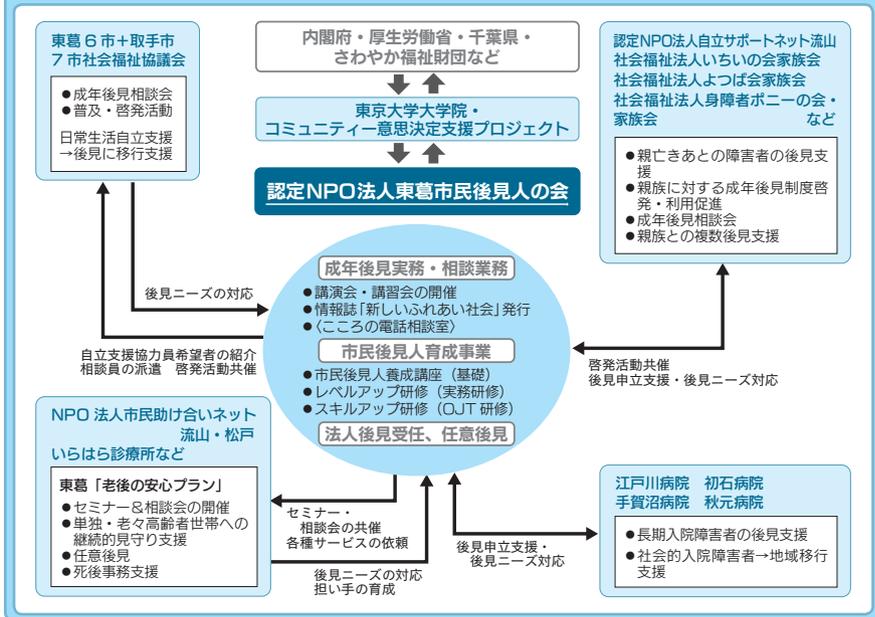
そのほかにも、地域の精神科病院と連携し、身寄りがなかったために社会的入院をしている障害者の地域移行支援として、同法人が引き受け手となり、特別養護老

養成講座の企画・運営、講師派遣などの業務委託を受け、質の高い養成講座を開催することにつながった。流山市社協とは、市民後見人の公開講座を共同開催したほか、成年後見制度の相談会に同法人の相談員を派遣している。

障害者・高齢者支援団体との連携では、地域にある複数の障害者施設・家族会や高齢者施設と成年後見制度の勉強会を定期的に開催し、いずれ後見ニーズが出たときに対応できる関係性を構築した。

「障害者支援団体の我々に対する支援要請は非常に強いものがあります。とくに障害者は家族が後見人になっているケースが多く、親も若いうちはよいのですが、亡くなったあとの親族後見の継承は大きな問題となります。このような問題を解消するため、27年度は親族との複数後見(共同受任)を2件受任しました。今後はこのような私たちの支援ニーズが増加するだろうと考えています」(星野理事長)。

表 「地域後見推進事業」のイメージ図



人ホームなどの施設の選定から入所手続きまで全面的にサポートした。任意後見推進事業では、身寄りのない高齢者や独居・老老世帯の高齢者を対象に任意後見契約(死後事務を含む)や有料老人ホームに入所する際の身元保証・身元引受の相談対応を行っている。あわせて、任意後見の濫用防止と悪徳商法からの被害防止に向けた啓発活動や相談業務を実施するとともに、任意後見の利用希望者に正しく理解してもらうことを目的としたパンフレット「任意後見のすま



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断わりいたします。

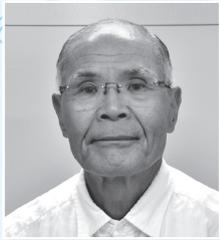
また、平成27年4月には「こころの電話相談室」（毎週木曜日、9～21時）を開設し、精神科病院でケースワーカーの経験が豊富な相談員が対応している。相談内容は介護や子どもへの養育、ひきこもり、障害者に対する差別偏見、自殺に関する問題など多様かつ深刻な相談が寄せられるという。

さらに助成事業では、障害者の権利擁護事業として、権利擁護・虐待防止に向けた講演会を開催したほか、地域が抱える多様な課題を掲載する情報誌『新しいふれあい社会』を毎月発行し、行政・社協や小中学校教師、福祉関係団体に配布している。

第3段階のスキルアップ研修は、事例検討を中心に後見事務担当者の実践で活かせる知識の習得や実務能力の向上を図った



「東葛地域後見センター」の設立を構想



認定NPO法人
東葛市民後見人の会理事長
星野 征朗氏

地域後見事業は、行政、地域、家庭裁判所の3つからの理解を得ることが必要です。先駆的な活動を行ってきたことで一定の評価が得られるようになり、現在は壁を感じることはほとんどなくなりました。課題としては、事業を存続させるとともに、今後増えていく後見ニーズに対応するために、質の高い市民後見人を育成して行く必要があります。法人として倫理も非常に重要になりますが、かなり相互牽制を利かせた規定集を助成事業で作成することができました。

また、将来的な展望として、千葉県東葛地域をモデル地域にして成年後見制度を利用した地域の支えあい活動を広域的に推進する「東葛地域後見センター」の設立を構想しています。このような「市民が市民を支える社会」の実現に向けたモデルを構築し、東葛地域から全国に発信することを目指していきたいと考えています。

行政・社協と連携体制を強化し、活動範囲が広がる

そのほかにも、「親亡きあと」の障害者の成年後見制度の利用促進を促す小冊子『すべての障害者に市民後見人を！』を作成し、行政や社協、障害者団体・家族会などに配布している。

助成事業の成果として、高い社会貢献意欲を備えた市民後見人を育成するとともに、行政・社協との連携体制を強化したことで活動の範囲を広げることができ、28年度の活動原資として松戸市と柏市社協から公的補助金を獲得することにもつながった。また、これまで東葛地域6市で活動してきたが、隣接する茨城県取手市からの要請もあり、新たな連携

もスタートしている。「助成事業を通じて、行政・社協との信頼関係を深めることができました」と実感しています。27年度は野田市社協が主催する市民後見人養成講座の業務委託を受けたことは大きな成果となりましたが、今年度に開催するフォロー研修についても、当法人が業務委託を受けています。このような養成講座が他市でも開催されるよう働きかけたことで、来年度以降に松戸市や我孫子市でも開催される予定となっています（星野理事長）。

さらに、助成事業で実施した市民後見活動（地域貢献推進事業）の取り組みが、平成28年度の放送大学の教材に掲載されることと決定し、今後の市民後見活動を周知するうえで大きな効果が期待されている。

成年後見制度利用促進法が施行され、制度の活性化が図られるなか市民後見活動が全国に広がるのが望まれる。



社会福祉振興
助成事業に関する
お問い合わせ

●NPO リソースセンター

NPO 支援課（助成事業の相談・募集に関するお問い合わせ、NPOの融資相談・審査に関すること）
TEL：03-3438-4756

NPO 振興課（助成事業の広報、完了の手続き・事業評価に関するお問い合わせ）
TEL：03-3438-9942 FAX：03-3438-0218（共通）



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。